教育委員会会議録

開会の日時	令和８年８月 26 日　午後６時 58 分
閉会の日時	令和８年８月 26 日　午後７時 34 分
会議の場所	伊勢市教育委員会　小俣総合支所３階　大研修室
出席者の氏名	教育委員　　教育長　小林　貴法 教育委員　　中村　文大・右京　博巳・駒田　聡子・中西　康裕・ 畑井　祐樹
会議録に署名する委員氏名	中村　文大、右京　博巳
会議に出席した者の職・氏名	（説明のために出席した者） 事務部長　濱口　昌大 学校教育部長　松葉　清高 参事兼教育メディア課長　須川　文 教育総務課長　中世古　克規 学校施設整備課長　北村　祥広 学校教育課長　井村　直樹 社会教育課長　下村　真司 スポーツ課長　長井　正文 教育研究所長　村井　紀子 教育総務課副参事　奥野　明日香 学校教育課副参事　淺井　里那 学校教育課副参事　河村　知博 学校教育課副参事　出崎　まゆみ 学校教育課副参事　岡井　太郎 教育メディア課副参事　村井　雅哉 教育メディア課副参事　山村　勝人 スポーツ課副参事　三輪　亮介 （職務のために出席した事務局職員） 教育総務課総務係長　倉井　伸也
会議に付した事件	議案第40号　令和８年度教育関係補正予算（第４号）について 議案第41号　伊勢市附属機関条例の一部改正について 議案第42号　伊勢市立公民館条例の一部改正について 議案第43号　伊勢市学習等供用施設条例の一部改正について 議案第44号　伊勢市体育施設条例施行規則の一部改正について 議案第45号　奨学生の決定について

会議の要旨	別添のとおり

教育長

開会の宣言

会議録署名委員の指名　中村委員、右京委員を指名

会議に付する案件

議案第40号　令和８年度教育関係補正予算（第４号）について

議案第41号　伊勢市附属機関条例の一部改正について

議案第42号　伊勢市立公民館条例の一部改正について

議案第43号　伊勢市学習等供用施設条例の一部改正について

議案第44号　伊勢市体育施設条例施行規則の一部改正について

議案第45号　奨学生の決定について

議案第 40 号から第 43 号については、本日の審議を経た後、市議会９月定例会に提出する案件であること、第 45 号については、個人情報に関連する案件であることから、伊勢市教育委員会会議規則第 14 条の規定において非公開とする旨、教育長から提案され承認。

教育長報告

前回の教育委員会からのご報告をいたします。

夏季休業中、現時点におきまして、学校からは大きな事故や事件の報告はございません。

また、例年のことではありますが、夏季休業中、学校教育課の広島平和記念式典への参列、英語スピーチコンテストなど、たくさんの事業が行われました。

なお、今年は中学生のメッセージ 2026（第 48 回少年の主張三重県大会）がいせトピアを会場に開催され、社会教育課が中心となって大会運営がなされました。

また、例年どおり、教育研究所の研修講座を多数、開催いたしました。

小学校の２学期の授業再開は、全て９月１日でございます。

中学校は、４校が８月 27 日、そして６校が 28 日でございます。

運動会の開催予定は、小学校が 10 月に７校、11 月に４校となっております。

中学校は、１校のみ 10 月に開催予定です。

幼稚園の運動会は、２園とも 10 月に開催予定となっております。

修学旅行は、小学校が 10 月に 11 校、11 月に９校となっており、残りの２校は既に５月に実施されております。

また、中学校は 10 校とも全て１学期に実施されております。

以上、私からの報告は終わります。

教育長

それでは議事に入ります。「議案第 40 号　令和８年度教育関係補正予算（第４号）について」を議題といたします。

事務部長から提案説明を行います。

事務部長

委員会資料の１ページをご覧ください。

これは、令和８年度教育関係補正予算（第４号）を要求するにあたり、教育委員会の意見を求めるものでございます。

なお、詳細につきましては、教育総務課から説明をいたしますので、よろしくご審議を賜りますようお願い申し上げます。

教育総務課主幹

それでは、「議案第 40 号　令和８年度教育関係補正予算（第４号）について」ご説明申し上げます。

議案書の３ページをお願いします。

今回の補正予算は、歳出において、48 万円を増額しようとするものでございます。

これは、小中学校の適正規模化・適正配置に係るもので、詳細については、次の議案第 41 号において、ご説明申し上げることとしておりますが、豊浜東小学校、豊浜西小学校、北浜小学校及び東大淀小学校の統合に向けた調整を行うに当たり、設置する統合準備会の委員報酬に要する費用を増額しようとするものでございます。

以上、「議案第 40 号　令和８年度教育関係補正予算（第４号）について」、ご説明申し上げました。

ご審議を賜りますよう、よろしくお願いいたします。

教育長

ただ今、教育総務課から説明をいたしましたが、ご意見、ご質問はございませんか。

教育長

ほかにご意見、ご質問がなければ採決を採ります。

「議案第 40 号　令和８年度教育関係補正予算（第４号）について」は、原案どおりお認めいただくことにご異議ございませんか。

教育長

異議なしとのことでございます。「議案第 40 号　令和８年度教育関係補正予算（第４号）について」は、原案どおり承認することに決定いたしました。

教育長

つづきまして、「議案第 41 号　伊勢市附属機関条例の一部改正について」を議題といたします。

事務部長から提案説明を行います。

事務部長

４ページをご覧ください。

これは、附属機関を新たに設置するため、条例を改正しようとするものでございます。

なお、詳細につきましては、学校施設整備課から説明をいたしますので、よろしくご審議を賜りますようお願い申し上げます。

学校施設整備課長

「議案第 41 号　伊勢市附属機関条例の一部改正について」ご説明いたします。

４ページをお願いします。

先ほど教育総務課からご説明いたしました「議案第 40 号　令和８年度教育関係補正予算（第４号）について」のとおり、本件は、学校統合の対象となる豊浜東小学校、豊浜西小学校、北浜小学校、東大淀小学校の統合を円滑に推進するとともに、統合校の開校に向けた準備を進めるため、統合準備会を設置するものでございます。

なお、統合準備会は年内の発足を予定しており、発足後は統合に向けた各種調整を行い、令和 12 年度の開校を目指しております。

構成員は、学校関係者、保護者代表及び地域代表等で構成することを想定しております。

以上、伊勢市附属機関条例の一部改正についてでございます。

よろしくご審議のほどお願い申し上げます。

教育長

ただ今、学校施設整備課から説明をいたしましたが、ご意見、ご質問はございませんか。

教育長

ほかにご意見、ご質問がなければ採決を採ります。

「議案第 41 号　伊勢市附属機関条例の一部改正について」は、原案どおりお認めいただくことにご異議ございませんか。

教育長

異議なしとのことでございます。よって、「議案第 41 号　伊勢市附属機関条例の一部改正について」は、原案どおり承認することに決定いたしました。

教育長

つづきまして、「議案第 42 号　伊勢市立公民館条例の一部改正について」を議題といたします。
事務部長から提案説明を行います。

事務部長
11 ページをご覧ください。
これは、伊勢市立小林公民館を廃止するため、条例を改正しようとするものでございます。
なお、詳細につきましては、社会教育課から説明をいたしますので、よろしくご審議を賜りますようお願い申し上げます。

社会教育課長
それでは、「議案第 42 号　伊勢市立公民館条例の一部改正について」ご説明いたします。
11 ページをお願いします。
こちらは、７月開催の教育委員会協議会にて、「公民館等集会施設の譲渡等の進捗状況について」ご報告させていただきました公民館の用途廃止について、この度、地元自治区との協議が整いました小林公民館につきまして、伊勢市立公民館としての用途を廃止し、地元自治区へ譲渡を行うものとなります。
13 ページから 14 ページには、新旧対照表を付けておりますので、合わせてご参照ください。
なお、用途廃止の時期につきましては、周知期間等も考慮しまして、令和８年 11 月１日を予定しております。
以上、伊勢市立公民館条例の一部改正についてでございます。
よろしくご審議いただきますようお願いいたします。

教育長
ただ今、社会教育課から説明をいたしましたが、ご意見、ご質問はございませんか。

教育長
ほかにご意見、ご質問がなければ採決を採ります。
「議案第 42 号　伊勢市立公民館条例の一部改正について」は、原案どおりお認めいただくことにご異議ございませんか。

教育長
異議なしとのことでございます。よって、「議案第 42 号　伊勢市立公民館条例の一部改正について」は、原案どおり承認することに決定いたしました。

教育長
つづきまして、「議案第 43 号　伊勢市学習等供用施設条例の一部改正につい

て」を議題といたします。
事務部長から提案説明を行います。

事務部長

15 ページをご覧ください。
これは、坂東会館、東大淀町民会館、溝口会館及び上惣公民館を廃止するため、条例を改正しようとするものでございます。
なお、詳細につきましては社会教育課から説明をいたしますので、よろしくご審議を賜りますようお願い申し上げます。

社会教育課長

15 ページをお願いします。
先ほどの公民館と同様、７月開催の教育委員会協議会でご報告させていただきました「公民館等集会施設の譲渡等の進捗状況について」で、この度、地元自治会等との協議が整いました坂東会館、東大淀町民会館、溝口会館及び上惣公民館の４施設につきまして、伊勢市学習等供用施設としての用途を廃止し、地元自治会等へ譲渡・管理主体変更するものでございます。
17 ページには新旧対照表を付けておりますので、合わせてご参照ください。
なお、用途廃止の時期につきましては、周知期間等も考慮しまして、令和８年 11 月１日を予定しております。
以上、伊勢市学習等供用施設条例の一部改正についてでございます。
よろしくご審議のほどお願い申し上げます。

教育長

ただ今、社会教育課から説明をいたしましたが、ご意見、ご質問はございませんか。

教育長

ほかにご意見、ご質問がなければ採決を採ります。
「議案第 43 号　伊勢市学習等供用施設条例の一部改正について」は、原案どおりお認めいただくことにご異議ございませんか。

教育長

異議なしとのことでございます。よって、「議案第 43 号　伊勢市学習等供用施設条例の一部改正について」は、原案どおり承認することに決定いたしました。

教育長

つづきまして、「議案第 44 号　伊勢市体育施設条例施行規則の一部改正について」を議題といたします。
事務部長から提案説明を行います。

事務部長

18 ページをご覧ください。

これは、伊勢市体育施設条例の一部改正に伴い、規定の整備を行うため、規則を改正しようとするものでございます。

なお、詳細につきましては、スポーツ課から説明をいたしますので、よろしくご審議を賜りますようお願い申し上げます。

スポーツ課長

「議案第 44 号　伊勢市体育施設条例施行規則の一部改正について」ご説明申し上げます。

本案は、6 月議会において、既に議決いただいております伊勢市体育施設条例の一部改正に伴い、規定の整備を行うため、規則を改正しようとするものでございます。

18 ページをご覧ください。

改正の内容につきましては、21 ページの新旧対照表のとおり、規則の別表第１におきまして、指定管理者制度の導入を予定しております伊勢フットボールヴィレッジ、朝熊山麓公園ソフトボール場及び朝熊山麓公園グラウンドゴルフ場の記載順序を改めるなど、表の整理を行うものでございます。

なお、本案につきましては、所要のルールそのものを変更するものではございません。

施行期日につきましては、令和９年４月１日とするものでございます。

以上、ご審議賜りますようお願いいたします。

教育長

ただ今、スポーツ課から説明をいたしましたが、ご意見、ご質問はございませんか。

教育長

ほかにご意見、ご質問がなければ採決を採ります。

「議案第 44 号　伊勢市体育施設条例施行規則の一部改正について」は、原案どおりお認めいただくことにご異議ございませんか。

教育長

異議なしとのことでございます。よって、「議案第 44 号　伊勢市体育施設条例施行規則の一部改正について」は、原案どおり承認することに決定いたしました。

教育長

つづきまして、「議案第 45 号　奨学生の決定について」を議題といたします。

事務部長から提案説明を行います。

事務部長

23 ページをご覧ください。

これは、令和８年度の奨学生について、奨学生選考委員会の報告に基づき、教育委員会において決定を願うものでございます。

なお、詳細につきましては学校教育課から説明をいたしますので、よろしくご審議を賜りますようお願い申し上げます。

学校教育課副参事

「議案第 45 号　奨学生の決定について」ご説明いたします。

これは、伊勢市奨学金支給条例施行規則第９条第３項の規定により、伊勢市奨学金の奨学生等の決定をするものでございます。

この奨学金は、ご寄付を原資としており、生活保護受給世帯または市民税所得割額非課税世帯の方を対象に、修学が困難な学生に支給を行っており、返済の必要のない給付型の奨学金となっております。

今年度は６月１日から６月 30 日までを受付期間といたしました。

26 ページをご覧ください。

これは 24、25 ページに記載の奨学生等の選考状況を一覧表にまとめたものでございます。表にお示しさせていただきましたとおり、高校等 26 名、大学等 44 名、計 70 名の申請がございまして、７月 23 日に開催された奨学生選考委員会において審査いただきました結果、70 名全員が選考され、支給額の総額は 730 万 8000 円となります。

奨学金につきましては、伊勢市育英基金から支給させていただきます。

なお、27 ページから 29 ページに奨学生選考委員会の委員名簿、育英基金の状況、奨学生選考基準を参考として添付させていただいております。

以上、奨学生の決定についてをご説明させていただきました。

ご審議を賜りますようよろしくお願い申し上げます。

教育長

ただ今、学校教育課から説明をいたしましたが、ご意見、ご質問はございませんか。

教育長

ほかにご意見、ご質問がなければ採決を採ります。

「議案第 45 号　奨学生の決定について」は、原案どおりお認めいただくことにご異議ございませんか。

教育長

異議なしとのことでございます。よって、「議案第 45 号　奨学生の決定について」は、原案どおり承認することに決定いたしました。

教育長

以上で本日の審査案件はすべて終了しました。
委員の皆さんから何かございましたらお願いいたします。

教育長
それでは、これをもちまして教育委員会を閉会いたします。